

「はままつ知財研究会」会則

(名称)

第1条 この会は、「はままつ知財研究会」という。

(目的)

第2条 この会は、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構と連携し、知的財産に関する諸制度の適正な活用、知的財産に関わる人財の育成および会員相互の交流を図ることにより、もって会員の経営に資するとともに、浜松地域の産業の振興、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 知的財産経営、知的財産創造活動の奨励・推進
- (2) 知的財産に関する研究、意見・情報交換、交流のための別表に定める部会の開催
- (3) 知的財産に関わる人材の育成
- (4) 上記(1)～(3)に関する会員を対象とした講演会、セミナーの開催
- (5) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構が開催する講演会、セミナー等に関する提言
- (6) 機関誌を含めた知的財産関係情報の発信
- (7) その他必要な事業

(会員)

第4条 この会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 法人会員は、本会の趣旨に賛同する企業及び個人事業主とする。
- (2) 個人会員は、本会の趣旨に賛同する個人とする。
- (3) 特別会員は、本会の趣旨に賛同する公的な機関及び団体とする。

(入退会)

第5条 (1) この会に入会を希望するものは所定の入会申込書を提出するとともに、第14条に規定する所定の会費を納入しなければならない。
(2) 会員が退会を希望する場合は、その旨を本会に通知しなければならない。
(3) 会費滞納の会員は、退会したものとみなす。

(会員の権利)

第6条 会員は、この会が実施する次の事業に参加又はサービスを受ける権利を有する。

- (1) 部会、講演会、セミナー等の行事に参加すること。
- (2) 有料の講演会、セミナー等に会員割引で参加できること。
- (3) 知的財産関係情報の提供を受けること、及び機関誌に投稿すること。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2人以内

(役員を選任)

第8条 (1) 会長は、会員の互選により定める。
(2) 幹事は、総会において、会員の中から選任する。
(3) 副会長及び監事は、総会において、幹事の中から選任する。

(職務)

第9条

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、会務を遂行する。
- (4) 監事は、本会の収支を監督及び監査する。

(任期)

第10条

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
ただし、任期途中で役員が交代した場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条

この会に顧問を置くことができる。
(1) 顧問は、幹事会の承認を経て会長が委嘱する。
(2) 顧問は、この会の運営に関する事項に関して意見を述べ、又は会長の求めに応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第12条

総会は年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。ただし、必要があるときは会長が臨時にこれを招集することができる。
総会の議長は、会長がこれに当たる。
総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、議決は、出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の同意によって行う。
会長が必要と認めるときは、総会は書面で開催することができ、その場合、総会は、会員の過半数の回答書提出によって成立し、議決は、回答書を提出した会員の3分の2以上の同意によって行う。
(1) 役員の選出
(2) 会則の改正
(3) 事業報告及び収支決算の承認
(4) 事業計画及び収支予算の決定
(5) 第3条(2)の部会の設置、廃止の決定
(6) その他必要な事項

(幹事会)

第13条

幹事会は年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。ただし、必要があるときは会長が臨時にこれを招集することができる。
幹事会の議長は、会長がこれに当たる。
(1) 総会から委託された事項
(2) 役員候補者の選出
(3) その他必要な事項

(会費)

第14条

法人会員および個人会員は、次の会費を納入しなければならない。
(1) 法人会員の会費は、年額15,000円とする。
但し、特許事務所、法律事務所等または個人事業主の会費は、年額10,000円とする。
(2) 個人会員の会費は、年額3,000円とする。
(3) 年度の途中において入会した場合の会費の納入は次の表のとおりとする。
(4) 年度の途中において退会した場合は会費を返納しない。

入会月	法人会員会費	法人会員(特許事務所、法律事務所等、個人事業主)会費	個人会員会費
4 ～ 6月	15,000円	10,000円	3,000円
7 ～ 9月	12,000円	8,000円	2,000円
10 ～ 12月	8,000円	5,000円	1,500円
1 ～ 3月	3,000円	2,000円	1,000円

(経費)

第15条 この会の経費は、会費、事業に伴う収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(年度会計)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営・事務局)

第17条 この会は、会員による自主的な運営を図り、運営のための必要な事務的業務等を行う事務局を公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構に置く。

(会則の改正)

第18条 この会則は、総会の議決によって改正することができる。
会則を改正した場合には、直ちに会員に通知するものとする。

(委任)

第19条 この会則の施行に関し必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て別に定める。

附則 この会則は、平成24年4月1日から適用する。

附則 この会則は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この会則は、令和5年6月23日から適用する。

別表（第3条関係）

部会名	部会の目的	部会の内容
(1)知財問題研究部会 (I P 部会)	・知財関係者(企業の知財担当者、弁護士、弁理士等)の知財知識、知財スキルの向上を図る。 ・知財関係者の交流を深める、人脈づくりを図る。	・知財関係者が抱えている課題等についての意見交換、ディスカッション。 ・法律・判例等についての研究。 ・部会のための講演会・セミナー開催。 など
(2)知財経営研究部会 (C I P O 部会)	・企業経営者等に対する知財啓蒙を図る。 ・企業経営に役立つ知財戦略(知財経営)の実現を図る。 ・経営者等の交流を深める、人脈づくりを図る。	・中小企業等の知財経営に向けた取り組みの研究。 ・経営者が抱えている知財に関する課題等についての意見交換、ディスカッション。 ・部会のための講演会・セミナー開催。 など